

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、顧客、株主、取引先、社員、地域社会等すべてのステークホルダーからの信頼確保のため、「何をすれば顧客に喜ばれるか」を徹底して考え、顧客中心主義という経営スタイルを創業以来貫いており、今後もこの志を踏襲し、その地域の人、文化を大切に、地域との信頼関係の絆を築き上げ、地域社会に根ざした店づくりを目指してまいります。そのために、法令遵守や社会的規範等の遵守のみならず、ミッション・ビジョン・バリューから成る経営理念に基づいた行動の実践を通じて、持続的な企業価値の向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の重要課題と位置づけ、経営効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、リスク管理、コンプライアンス体制の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使の環境作り、招集通知の英訳】

当社は、2018年9月開催の定時株主総会より、当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社が運営する「議決権行使ウェブサイト」での議決権の電子行使を可能とし、2020年9月開催の定時株主総会より、スマートフォンを使用したスマート行使を導入しております。

また、招集通知の英訳についても、海外投資家への対応に関する国内金融機関の証券代行部門による助言等を斟酌し、当社の株式に係る外国人(個人および法人)の持株数比率等も踏まえて、その要否について引き続き検討することとしております。

【原則1-4 政策保有株式】

1. 政策保有株式の縮減に関する方針

当社は、取引先や金融機関との安定的な関係維持・強化が企業戦略上重要であることに鑑み、当社の持続的な成長と企業価値向上のため、政策保有株式を限定的かつ戦略的に保有します。その戦略上の判断は、適宜見直しを行い、意義が不十分、あるいは資本政策に合致しない保有株式については縮減を進めます。

2. 政策保有株式の保有の適否の検証

当社は、毎年、取締役会において、個別の政策保有株式について、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の項目を精査、検証し、その概要を開示します。

3. 政策保有株式の議決権行使に関する基準

政策保有株式については、当社および政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況等を勘案し、株主全体の利益につながるか否かを基準として、各議案について適切に議決権を行使します。

【基本原則4-1-2 中期経営計画の公表】

当社は、中期経営計画を策定しておりません。しかし、経営会議において単年度の事業計画と実績数値との差異について、対応策を議論するとともに、取締役会において独立社外取締役の意見を踏まえ、事業計画や今後の事業展開に反映させ、株主に対しては、決算説明会や株主総会等において説明を行っております。

中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、取締役会において、引き続き中期経営計画の策定・公表について検討し、2022年8月を目途に公表できるよう準備してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定しておりません。しかし、決算説明会等を通じて、株主に対して、当社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する基本的方針および目標達成に向けた事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・人材投資等を含む具体的な施策を説明しております。

また、事業計画については、当社の業績、社会情勢および経済情勢の変化等を踏まえ、当該計画に変更が生じた際には、決算説明会や株主総会等において株主に説明を行うこととしております。

なお、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、取締役会において、引き続き中期経営計画の策定・公表について検討し、2022年8月を目途に公表できるよう準備してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、株式会社東京証券取引所における改正有価証券上場規程によって導入され、2018年6月1日に改訂されたコーポレートガバナンス・コードについて、各原則に基づく開示事項を定め、基本原則・原則・補充原則の各78原則すべてに対する当社の取り組み状況や取り組み方針について、「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて」として、次の当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.joyfulhonda.info/category/cgcode>

なお、2021年6月11日に改訂されたコードの内容を踏まえた「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて」は、2021年12月末日を目途に、お知らせします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アーランドサカモト株式会社	4,438,000	6.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,479,500	4.99
株式会社常陽銀行	3,469,200	4.97
本田 理	2,900,000	4.16
株式会社アスクレーション	2,355,200	3.37
みずほ信託銀行株式会社 有価証券管理信託0700040	2,000,000	2.87
公益財団法人本田記念財団	1,259,916	1.80
野村信託銀行株式会社(信託口2052148)	1,200,000	1.72
みずほ信託銀行株式会社 有価証券管理信託0700037	1,140,000	1.63
みずほ信託銀行株式会社 有価証券管理信託0700038	1,140,000	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
釘崎 広光	他の会社の出身者													
白河 桃子	他の会社の出身者													
戸倉 圭太	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

釘崎 広光		当社は、同氏との間で2015年10月1日より人事に関するアドバイザリ 契約(当社第43期における支払金額200万円)を締結しておりましたが、当該契約は2017年8月31日をもって終了しております。	リクルートグループにおいて企業経営全般に携わり、人事、マーケティング、コンプライアンス等マネジメントの各分野およびコーポレートガバナンスについて豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営陣から独立した立場で当社の経営全般を監督し、事業戦略および人事戦略ならびに経営監督機能の一層の強化を図るうえで適任であり、社外取締役として選任しております。 現在および最近において、同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める独立性基準および当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、独立役員に指定しております。
白河 桃子			過去に会社の経営に関与したことはありませんが、働き方改革、ダイバーシティ、女性活躍、ワークライフ・バランス、自律的キャリア形成、SDGsなどをテーマにジャーナリストとして活躍するとともに、政府主催の会合などに専門委員または有識者委員等として数多く参加するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営陣から独立した立場で当社の経営全般を監督し、当社社員の働き方や女性のキャリア形成などに貢献していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める独立性基準および当社の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。 なお、白河桃子氏の戸籍上の氏名は、小林美紀であります。
戸倉 圭太		同氏は、現在、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に所属しており、同法律事務所と当社との取引実績は、過去2事業年度(当社第45期、第46期)ともに、当社の売上高の2%未満、また、同法律事務所の年間売上高の2%未満と少額で、それ以前の取引はありません。	過去に会社の経営に関与したことはありませんが、企業の合併・買収、資本市場を含む各種の金融取引、コーポレート・ガバナンスの分野を中心として企業法務に携わり、また証券会社のM&Aアドバイザリー部門に勤務した経験もことから、企業の戦略的意思決定に関する法務の豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で当社の経営全般を監督し、当社の今後の事業戦略などに貢献していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当社の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役の指名、役員報酬に関する事項等の決定に関して、取締役会における意思決定に関わるプロセスの透明性・客観性等を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、「指名委員会」および「報酬委員会」を設置しております。

「指名委員会」および「報酬委員会」は、取締役会決議により取締役の中から選定された5名以上の委員により構成し、うち、過半数は社外取締役で構成されます。また、「指名委員会」および「報酬委員会」の委員長は、社外取締役の中から取締役会の決議によって選定されます。なお、「指名委員会」、「報酬委員会」の構成員はそれぞれ、社外取締役 釘崎広光を議長として、代表取締役社長CEO 細谷武俊、取締役 専務執行役員 COO 平山育夫、社外取締役 白河桃子、社外取締役 戸倉圭太 となっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役および会計監査人は、監査の相互補完および効率性の観点から、適宜情報の交換を行うとともに相互に連携し、財務報告に係る内部統制の内部監査および会計監査と監査役監査との緊密な連携を図り、監査の実効性を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡田 周悟	他の会社の出身者													
広瀬 史乃	弁護士													
小田切 弓子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

岡田 周悟	同氏は、当社の主要取引先である株式会社みずほフィナンシャルグループのグループ会社であるみずほ総合研究所株式会社に在籍しておりましたが、2017年8月31日付けで退職しております。	大手金融機関に長年勤務し、またシンクタンクにおいて経営相談・コンサルティング業務に従事した経験から金融・財務の分野においての豊富な経験と、法務、税務、人事労務分野等の経営分野における高い専門知識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行いただけたものと判断し、社外監査役として選任しております。 現在および最近において、同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める独立性基準および当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、独立役員に指定しております。
広瀬 史乃		過去に会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務およびコンプライアンス問題に関する専門的な知識・経験と経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を遂行いただけたものと判断し、選任しております。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める独立性基準および当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、独立役員に指定しております。
小田切 弓子		過去に会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての財務および会計に関する専門的な知識・経験とM&Aのアドバイザー業務に従事した経験から経営に関する高い見識を有しており、社外監査役としての職務を遂行いただけたものと判断し、選任するものです。同氏と当社の間には特別な関係は無く、また、東京証券取引所が定める独立性基準および当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、独立役員に指定するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

6名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当社の取締役会では、社外役員（社外取締役および社外監査役）の独立性基準を東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下の1～3のいずれかに該当した場合は独立性を有しないものと判断しており、現任の社外取締役3名のうち3名および社外監査役3名のうち3名が、当該独立性判断基準を充足しております。

【社外役員の独立性基準】

1. 現在または過去10年間に於いて、当社グループ（注1）の業務執行者（注2）であった者
2. 過去3年間に於いて、下記a～gのいずれかに該当していた者
 - a. 当社グループとの一事業年度の取引額が、年間1,000万円を超え、かつ当社または当該取引先のいずれかの売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者
 - b. 当社の総議決権の5%を超える議決権を保有する大株主またはその業務執行者
 - c. 直近事業年度における当社の総資産の2%を超える額を当社グループに融資している当社グループの借入先（当該借入先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
 - d. 当社グループより年間1,000万円を超える寄付または助成を受けた者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
 - e. 当社より役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者、または年間1,000万円を超え、かつその売上高もしくは年間総収入額の2%を超える報酬を受けたコンサルティング・ファーム、法律事務所、監査法人等の専門的サービスを提供する団体に所属する者
 - f. 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
 - g. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
3. 上記1および2に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族

（注1）当社グループとは、当社および当社の子会社をいう。以下同じ。

（注2）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。以下同じ。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

当社は、報酬制度の設計や具体的報酬額について、委員の過半数が社外取締役で構成され、委員長を社外取締役とする報酬委員会に諮問し、取締役会が報酬委員会の答申を尊重して決定しております。

当社の取締役の金銭報酬は、固定報酬および賞与により構成しております。固定報酬額については、当社の業績およびこれに対するその者の貢献度等を勘案し決定しております。また、賞与については、役員報酬規程の定めに基づき、業績連動型となっており、2022年6月期より賞与に係る指標は、償却前営業利益に代えて、株主資本利益率(ROE)を用いることを取締役会において決定しております。

さらに、当社は、2016年9月の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役および執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入し、また、2019年9月の定時株主総会において、当該制度について、社外取締役を含む業務非執行取締役に対し、業績条件の付されていない株式報酬を付与する等の一部改定を行うことにより、これらの者の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めており、当該株式報酬がこれらの者の報酬に占める割合は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの付与との観点から適切に設定されております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、企業内容等の開示に関する内閣府令等の関係法令の定めに従い、個別開示を行うこととしております。2021年6月期は、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

なお、2021年6月期の当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数は下記のとおりとなります。

役員区分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	対象となる役員の員数(名)
取締役(社外取締役除く)	141百万円	72百万円	42百万円	26百万円	3名
監査役(社外監査役除く)	14百万円	14百万円			1名
社外役員	54百万円	50百万円		4百万円	9名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

【基本方針】

取締役の報酬は、以下の基本方針に従って定める。

- ・取締役のそれぞれに求められる役割および責任に応じたものとする。
- ・取締役の報酬は中長期的企業価値向上につながる貢献を促すものとし、短期的な成果との適切なバランスを考慮した結果を反映させるものとする。
- ・取締役の報酬は企業価値向上に必要な人材の確保・維持に資する支給水準のものとする。

当社の取締役の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬により構成されております。業績連動報酬は、短期業績に連動する報酬(賞与)と中長期業績に連動する報酬(株式報酬)からなり、業績連動報酬以外の報酬は固定報酬があります。

a.個人別の固定報酬の額の決定方針

固定報酬は、取締役分と業務執行分の報酬を合計して支給しております。なお、業務執行分は各人のコンピテンシー評価により、役位別標準額からプラスマイナス10%の幅で変動させております。

b.個人別の短期業績に連動する報酬(賞与)の額の決定方針

短期業績に連動する報酬(賞与)は、各取締役の業務執行による成果への対価として支給するもので、利益の絶対水準を反映するため償却前営業利益と期初に報酬委員会が承認した各人の目標に基づいて期末に報酬委員会が評価の原案を作成し、それらをもとに取締役会において役位別に業績連動報酬を決議しております。短期業績に連動する報酬(賞与)に係る指標は償却前営業利益であり、当事業年度は142億円(予算比103.05%)であります。

短期業績に連動する報酬(賞与)につきまして、当社は当事業年度までは上記の方針としてまいりましたが、第47期から指標を株主資本利益率(ROE)に変更いたします。短期業績に連動する報酬(賞与)に係る指標をROEとした理由は、償却前営業利益では妥当な水準の設定が難しく都度テーブルを見直すことが必要である一方、ROEは株主との利害が一致し、上場企業に一般的に期待される水準が存在しており、またその期待水準がそれほど変動するものではないため設計しやすいこと、さらには企業価値向上を図るために自己資本効率の指標を採用することを目的としたものであります。

したがって、第47期から短期業績に連動する報酬(賞与)は、ROEと期初に報酬委員会が承認した各人の目標に基づいて期末に報酬委員会が評価の原案を作成し、それらをもとに取締役会において役位別に業績連動報酬を決議いたします。

c.個人別の中期業績に連動する報酬(株式報酬)の額の決定方針

中期業績に連動する報酬(株式報酬)は、業務執行取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。また、社外取締役を含む業務非執行取締役には、業績条件の付されていない株式報酬を通じて当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを適切に付与することを目的として株式報酬制度を導入しております。なお、取締役が当社の株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。業務執行取締役の株式報酬額の決定方法は、当該事業年度における各人の業績評価とコンピテンシー評価を総合して報酬委員会が評価の原案を作成し、当社取締役会で定める役員株式給付規程により役位に応じてポイントが付与され、報酬額を決議しております。中期業績に連動する報酬(株式報酬)に係る指標は、期初に報酬委員会が承認した各人の業績評価(売上総利益および営業利益で当事業年度はそれぞれ418億円(予算比101.82%)、115億円(予算比104.61%)等)となります。

d.個人別の報酬の支給割合の決定方針

支給割合は毎年度、償却前営業利益額や各人の業績評価およびコンピテンシー評価によって多少の変動はあるものの、社長で概ね固定報酬60%、短期業績に連動する報酬(賞与)25%、中期業績に連動する報酬(株式報酬)15%としております。

e.個人別の報酬の内容の決定方法

当社は、役員報酬に関する事項等の決定に関して、取締役会における意思決定に関わるプロセスの透明性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、2018年10月に過半数が社外取締役で構成され、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会を設置しております。2020年6月期からは報酬委員会が報酬限度額の範囲内での役位および業績を勘案した個人別の報酬等の原案を作成し、取締役会において個人別の報酬額を決議しております。

2021年6月期の報酬委員会の構成

委員長:釘崎広光(社外取締役)、委員:白河桃子(社外取締役)、委員:戸倉圭太(社外取締役)、

委員:細谷武俊(代表取締役社長執行役員)、委員:平山育夫(取締役専務執行役員)

[取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断した理由]

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の原案を作成する報酬委員会が上記のとおり、過半数が社外取締役で構成され、また報酬委員会は当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

2. 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬の範囲内で監査役の協議により決定しております。

3. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2011年9月20日開催の第36期定時株主総会において年額5億円以内(員数16名)、監査役の報酬限度額は2018年9月19日開催の第43期定時株主総会において年額1億円以内(員数5名)としてご承認いただいております。また上記報酬限度額とは別枠で、2016年9月16日開催の第41期定時株主総会において、業務執行取締役の報酬として業績連動型株式報酬制度を導入しております(員数8名)。さらに2019年9月19日開催の第44期定時株主総会においては、当該業績連動型株式報酬制度に社外取締役と業務非執行取締役を含めることを承認いただいております(員数6名)。

なお、2021年9月16日開催の第46期定時株主総会において、会社法の一部を改正する法律が2021年3月1日に施行されたことに伴い、取締役および執行役員(社外取締役および業務非執行取締役を含む。)に付与する上限株式数(ポイント数)の再設定についてご承認いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役に対するサポート体制は、経営管理部より取締役会の招集時に議案および参考資料等の情報を適宜提供しております。また、監査役会事務局は設置しておりませんが、内部監査室、内部統制機能を有する総務部が必要に応じ事務局機能を担い、社外監査役に資料の提供・作成を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
矢口 幸夫	相談役	業界団体等の社外活動を通じた情報収集に基づく助言等	非常勤、報酬有	2019/06/20	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【企業統治の体制の概要】(2021年9月17日現在)

当社は、6名の取締役により構成される取締役会と3名の監査役により構成される監査役会からなる監査役会設置会社としております。6名の取締役のうち3名は社外取締役であり、独立社外取締役を中心とした議論を活性化し取締役会の監督機能強化を図る体制としております。また、3名の監査役全員が社外監査役となっております。

1. 取締役会

取締役会は、取締役6名(内社外取締役3名)で構成され、原則として毎月1回以上開催されております。取締役会は、当社の経営方針および業務執行に関する重要事項を決議するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。なお、取締役会の構成員は、代表取締役社長CEO 細谷武俊を議長として、取締役 専務執行役員COO 平山育夫、取締役 顧問 本田 理、社外取締役 釘崎広光、社外取締役 白河桃子、社外取締役 戸倉圭太 となっております。

2. 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、全て社外監査役の3名で構成され、原則として月1回開催されております。監査役会において、監査に関する重要な事項について報告を受け、情報交換および協議を行っております。各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務および財産の状況を監査するとともに、また、会計監査人および内部監査部門から報告を受ける等、緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監視しております。なお、監査役会の構成員は、常勤社外監査役 岡田周悟を議長として、社外監査役 広瀬史乃、社外監査役 小田切弓子 となっております。

3. 経営会議

経営会議は、取締役および執行役員等からなる構成員(社長、各本部長および議長が指名した者)をもって構成し、決裁権限基準表に定められた事項および取締役会に上程する議案を審議し、決定するほか、経営上の重要事項を議論し立案を行っております。なお、経営会議の開催は、原則として毎週1回となっております。

4. 内部監査部門

当社は、代表取締役直轄の内部監査室(8名)を設置し、当社および関係会社の業務全般にわたる適正な運営、改善を目指し、計画的かつ全体的な内部監査を実施しております。なお、内部監査室の構成員は、内部監査室長 本田 守のほか、社員7名となっております。

5. 「指名委員会」および「報酬委員会」

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役の指名、役員報酬に関する事項等の決定に関して、取締役会における意思決定に関わるプロセスの透明性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、「指名委員会」および「報酬委員会」を設置しております。

「指名委員会」および「報酬委員会」は、取締役会決議により取締役の中から選定された5名以上の委員により構成し、うち、過半数は社外取締役で構成されます。また、「指名委員会」および「報酬委員会」の委員長は、社外取締役の中から取締役会の決議によって選定されます。なお、「指名委員会」、「報酬委員会」の構成員はそれぞれ、社外取締役 釘崎広光を議長として、代表取締役社長CEO 細谷武俊、取締役 専務執行役員COO 平山育夫、社外取締役 白河桃子、社外取締役 戸倉圭太 となっております。

なお、「指名委員会」および「報酬委員会」については、本報告書「-1【取締役関係】」にも記載しております。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く)および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、3百万円と法令が定める額のいずれか高い額となります。

【監査の状況】

1. 監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員および手続

当社は、全て社外監査役の3名で監査役会を構成しております。監査役は、取締役会をはじめとする社内の重要な会議に出席し、適切な審議や助言を行うことで経営の監視機能を確保するよう努めております。

なお、社外監査役の岡田周悟氏は大手金融機関に長年勤務し、またシンクタンクにおいて経営相談・コンサルティング業務に従事した経験から、金融・財務の分野において豊富な経験と、法務、税務、人事労務分野等の経営分野における高い専門知識を有しております。社外監査役の広瀬史乃氏は弁護士として企業法務およびコンプライアンス問題に精通しており、法律問題に関する専門的な知見を有するものであります。社外監査役の小田切弓子氏は公認会計士としての財務および会計に関する専門的な知識・経験とM & Aのアドバイザー業務に従事した経験から経営に関する高い見識を有しております。

また、監査役、内部監査室、会計監査人は、監査の相互補完および効率性の観点から、適宜情報の交換を行うとともに相互に連携し、監査役監査、財務報告に係る内部統制の内部監査および会計監査との緊密な連携を図り、監査の実効性を高めております。

b. 監査役および監査役会の活動状況

当事業年度において、監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況については、以下のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況(出席率)
常勤監査役	鶴岡 義宣	15回/15回(100%)
常勤監査役(社外監査役)	岡田 周悟	15回/15回(100%)
監査役(社外監査役)	秋山 正明	15回/15回(100%)
監査役(社外監査役)	小林 保弘	15回/15回(100%)
監査役(社外監査役)	広瀬 史乃	15回/15回(100%)

監査役会は、監査方針、監査計画および各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

当事業年度における監査役会での主な議題は、以下のとおりであります。

- 決議事項
- ・監査計画
- ・各監査役の職務分担
- ・会計監査人の評価および再任・不再任、ならびに報酬額への同意
- ・監査役の報酬
- ・監査報告書
- 協議および報告事項
- ・常勤監査役および子会社監査役の監査活動とその結果
- ・会計監査人から監査計画および監査結果(四半期レビューを含む)
- ・取締役会議案の事前確認
- ・会計監査人・内部監査室との三者協議
- 執行部門への職務施行状況の確認
- ・代表取締役面談

・主要部門長面談

常勤監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担に従い、取締役、内部監査室およびその他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査室および従業員等からその職務の執行状況について説明を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。さらに代表取締役社長執行役員と面談を行い、事業戦略に関わる事項、経営計画に基づく具体的取組みならびにその進捗状況を確認するとともに監査上の課題等に関する意見および情報の交換を行いました。子会社については、子会社の監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて重要な会議に出席し、事業の報告を受け、説明を求め、意見を表明しました。また、内部統制システムについて、取締役および従業員ならびに子会社の監査役等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室、内部統制推進部および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 内部監査の状況

内部監査は、内部監査規程に基づき代表取締役直轄の内部監査室(8名)が担当しております。内部監査室は、監査計画書に基づき、当社および子会社の業務全般にわたる業務監査、法令遵守、内部統制の有効性などを監査し、「監査報告書」を作成し、不適切な事項については改善の勧告・指導を行っております。

また、内部監査室、監査役および会計監査人は、監査の相互補完および効率性の観点から、適宜情報の交換を行うとともに相互に連携し、財務報告に係る内部統制の内部監査および会計監査と監査役監査との緊密な連携を図り、監査の実効性を高めております。

3. 会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

12年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 甘樂 眞明

指定有限責任社員 業務執行社員 山本 秀仁

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他18名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人としての専門性・独立性・品質管理体制等を総合的に勘案し、監査の実効性を確保できるか否かを検討した上で、監査法人を選定する方針としております。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人による監査の実施状況や、当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると判断されるときは、監査役会は、その解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、EY新日本有限責任監査法人が、適切な監査を遂行する上で十分な専門性や独立性、必要とされる監査品質を確保できる体制を有していると判断したため、当監査法人を会計監査人として選定しております。

f 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、当社としての「会計監査人の評価調書」を作成し、監査法人に対して評価を行っております。この評価に際しては、監査法人と定期的に会合を持っており、各々の監査方針・監査体制・監査計画のほか、期中に発生した問題点等についての情報交換を通じて、監査法人の専門性・独立性・品質管理体制等を確認しております。

確認の結果、会計監査人としての職務は適正に行われていると評価しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社企業理念のもと、変化に対応すべく迅速な経営判断を行うと同時に、高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を確立し、企業価値向上に努め説明責任を十分に果たすことを目的にしております。具体的には、取締役会、監査役会、リスク・コンプライアンス委員会ならびに会計監査人と連携を取り、コンプライアンスの徹底および内部統制の強化を図っております。

また、社外取締役が企業統治において果たす役割と機能は、社外取締役が有する知見等を踏まえて、外部的視点から、如何に企業価値を高めていくかとの経営アドバイスを行うこと等にあると考えております。社外監査役が企業統治において果たす機能と役割は、取締役からの独立性の立場に立ち、業務執行に対する監督機能とコーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の直近の定時株主総会は、2021年9月16日であり、いわゆる集中日にはあたりません。
電磁的方法による議決権の行使	2018年9月開催の定時株主総会より、議決権の電子行使を可能としております。また、2020年9月開催の定時株主総会より、スマートフォンを使用したスマート行使を導入しております。
その他	より開かれた株主総会の運営を目指し、出来る限り多くの株主が出席できるように開催場所を公共交通機関の発着場所の近隣地とする等配慮しております。 また、株主総会の招集通知については、招集通知の発送日の前に東証T Dnetで縦覧に供されるほか、自社ホームページに掲載しております。 なお、2021年9月開催の株主総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、招集通知に、株主の皆様へのお願いとして、なるべく事前の議決権行使と来場にあたっての感染防止へのご協力について記載いたしました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためご来場いただけなかった株主の皆様向けに、株主総会の模様を録画にてオンデマンド配信をする予定であります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための上記の対応は2020年9月開催の定時株主総会においても実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIR情報サイトにて、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と第4四半期において、年間6回程度、個人投資家向けの会社説明会を開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響もあり現在開催を中止しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	基本的には、年度終了後および第2四半期決算後の年2回、定期的に、アナリスト・機関投資家対象の説明会を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響もあり、2020年8月の2020年6月期末決算説明会については、通常の会場での開催の代わりに、説明動画の配信を実施しております。また、当社ホームページ等へも説明動画を掲載することでアナリスト・機関投資家向けは勿論のこと、個人投資家や報道関係の方々も含め広く視聴いただけるようにしております。さらに、2021年2月の2021年6月期第2四半期決算説明会からは、説明会の発表内容についてその全文書き起こしを当社ホームページに掲載する他、情報ベンダーを通じて広く配信しております。そして、2021年8月の2021年6月期末決算説明会については、Zoomウェビナーによるライブ配信を行い、アナリスト・機関投資家との双方向コミュニケーションを可能とするとともに、前回の開催時同様に、説明動画や発表内容についてその全文書き起こしの配信と当社ホームページへの掲載を継続的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報サイトにて、投資家に迅速に当社の情報を開示しております。決算短信、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、株主総会の招集通知および決議通知等を掲載しております。また、会社概要や決算短信の一部などの情報を英訳して掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>【環境保全活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した電気自動車の普及に合わせ、一店舗を除く全店舗の駐車場に専用の充電設備の設置をしております。 ・省エネルギー社会の実現に向けて、店舗の照明について節電効果の見込めるLED照明への切り替えを進めるとともに、店舗の空調設備についても節電効果の見込める新しい設備への切り替えを進めております。 ・省エネルギーと創エネルギーにより、年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減する建築物(ZEB:ネットゼロエネルギービル)としてホームセンター千葉店およびジョイフルアスレティッククラブ土浦店をリニューアルし、建築物のZEB化への取り組みを推進しております。 ・再生可能な自然エネルギーの活用のため、千葉ニュータウン店、千代田店に太陽光パネルを設置しております。 ・ごみ処理の省力化に向けて、商品包装や容器について環境にやさしい商品パッケージの採用を推進し、不要になった一部商品の回収サービスを実施しております。さらには、サステナブル商品の取り扱いの拡充を進めております。 ・廃棄物の削減と資源ごみの再資源化のためペットボトル、空缶、古紙を対象としたリサイクルステーションを一部店舗で設置しております。 <p>【CSR活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時バックアップ機能として、災害発生時には生活物資および救援活動に必要な物資等の供給を行う防災協定を9店の地域自治体・警察・消防等と締結しております。 ・地域に根ざすというポリシーに基づき、店舗への交通手段を持たない高齢者の方々の買物支援サービスを実施しております。荒川沖エリアにおきましては土浦地区タクシー協同組合が運営する「のりあいタクシー土浦」および当社が運営する無料送迎バス「じょいふる号」を利用し、また、守谷エリアにおきましては守谷市が運営する「守谷市デマンド乗合交通」を利用し、更に宇都宮エリアにおきましては上三川町が運営する「かみたん号」および宇都宮市が運営する「宇都宮市地域内交通」を利用し、店舗への送迎サービスを行っております。 ・犬猫保護団体の活動をサポートしております。保護犬・保護猫との出会いの場づくりに豊富な実績を持つ一般社団法人RENSA、ペット保険のSBIプリズム少額短期保険株式会社とともに、保護犬猫の譲渡会の活動支援をしております。具体的な支援内容は、譲渡会を開催する場所(当社店舗施設)の提供や開催の告知、当日の運営補助などとなっております。 ・株式会社茨城新聞社の創刊130周年記念事業「いばらき防災キャンペーン2021」の趣旨に賛同し、協賛企業・団体に参加いたしました。当キャンペーンでは、2021年6月末頃まで、新聞紙上での特集記事に加え、防災ハンドブックを児童に配布するなどの啓発活動が展開されました。 ・盲導犬への理解・関心・支援を広める活動を実施しております。「一般社団法人盲導犬総合支援センター」と連携して、チャリティーグッズの販売や募金箱の設置など、その売上の一部や募金箱の支援金は、障がい者の社会参加の支援活動や、「公益財団法人日本盲導犬協会」への寄付などにあてられます。
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社ホームページや決算説明会(決算説明動画配信などを含む)等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行います。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は次のとおりです。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
 - (2)各組織から独立した内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
 - (3)事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するためリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
2. 当社の取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1)取締役および使用人の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存および管理を行う。
 - (2)保存期間内は、取締役または監査役からの閲覧要請等があった場合、速やかに閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)「リスク管理規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
 - (2)実際にリスクが具現化し重大な損害の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会において速やかに対処方法を明確にし、必要に応じて全社に指示・伝達する。
 - (3)事業活動において重大な影響を及ぼすリスクを管理し、具体的対応策を講じるため、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
4. 当社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社は、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針および業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行う。また、経営会議を原則毎週1回開催するものとし、決裁権限基準表に定められた事項および取締役会に上程する議案を審議し、決定するとともに、経営上の重要事項を議論し、立案する。
 - (2)「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により業務分掌、職務権限を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保するとともに、監査役ならびに内部監査室が連携のうえ有効性の検証を行う。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程を制定し、当社グループ各社における、業務の適正および効率性を確保するための制度を整備する。
 - (2)当社内部監査室は、当社グループ各社に対する監査を実施し、検証および助言等を行う。
 - (3)当社のリスク・コンプライアンス委員会に子会社も出席させ、当社グループとして、法令・社内規程等の遵守を確保し、迅速なリスク対応を図る。
6. 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社管理規程」に基づき、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。
7. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)子会社において定める「リスク管理規程」に基づき、子会社において、不正の行為または法令、定款もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社は、当社リスク・コンプライアンス委員会に報告しなければならない。
 - (2)当社リスク・コンプライアンス委員会が、子会社から報告を受けた場合、直ちに事実関係を調査し、取締役会にこれを報告する。
 - (3)子会社代表取締役は、事業活動における各種のリスクを管理し、実際リスクが具現化した際の迅速な対応を行うため、当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。
8. 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)企業グループ経営における責任と権限を明確にする為、グループ代表(当社の代表取締役)、経営執行責任者(子会社社長)、主管部門長(当社管理本部長)の組織を設置する。
 - (2)当社子会社のガバナンス強化を図り、迅速で精度の高い意思決定プロセスを遂行すべく、グループ稟議制度を導入しグループ代表が決裁するとともに、子会社の重要事項については、当該子会社経営執行責任者が出席する当社の決裁会議体で決議する。
 - (3)当社子会社は(2)の決定を踏まえ、「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、業務の効率化を図るとともに、当社子会社管理担当部署(以下、「経営管理部」という。)は、当社内部監査室、総務部と連携し、業務執行の効率性の検証を行う。
9. 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社子会社は、「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
 - (2)当社子会社は、内部監査部門を設置し、子会社の監査役と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
 - (3)子会社代表取締役は、事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するため当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。
10. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上置くことができる。
11. 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得ることとする。
12. 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1)取締役および使用人は、監査役を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (2)監査役を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
13. 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役および使用人は、当社に著しい損害の恐れのある事実、またはこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告する。
- (2)前項に定める事項のほか、監査役は、取締役との間で、監査役または監査役会に対して定期的に報告を行う事項および報告を行う者を協議して決定するものとする。
- (3)監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役および使用人に報告を求めることができる。

14. 当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- (1)子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、経営管理部を経由し、当社監査役に報告する。
- (2)当社は、内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、総務部を経由し、監査役への適切な報告体制を確保する。

15. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)内部通報制度の窓口に通報があった場合、総務部は、当社の監査役に対して、速やかに通報者の特定される事項を除き、事案の内容を報告する。
- (2)通報者の異動、人事評価および懲戒等において、通報の事実を考慮することを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

16. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

17. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役および使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- (2)監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (3)監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (4)監査役は、原則毎月1回監査役会を開催するほか必要に応じて臨時に開催し、また、グループ各社の監査役と監査役連絡会を開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行う。また、内部監査室、総務部との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

18. 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、すべての取締役、監査役、執行役員および使用人に反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたないこと、および反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、法令および社会的に公正と認められるルールを尊重し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、「コンプライアンス規程」の中に「反社会的勢力排除の手続き」を規定し運用しております。

新規取引先の選定については、各部署より「取引先チェックシート」が商品本部に申請され、商品本部では、インターネット(「日経テレコン21」)等により調査しております。調査資料は、商品本部内に置く反社会的勢力排除の確認担当者に提出され、確認担当者が内容を確認します。懸念がある場合は、更に外部調査機関による追加調査を実施します。子会社も、同様の手続きを実施しております。

各グループ会社において、特定の取引先との取引の締結・維持を否決した場合には、直ちに当社総務部長に報告し、子会社および関係する所属長に通知かつ具体的な対応等について情報共有し、取引関係の完全な解消を確認する体制をとっております。

既存取引先については、前回調査から1カ年を経過毎にインターネット(「日経テレコン21」)等により再確認の調査を実施しております。

また、株主および役員に対しても同様に調査することで、関連当事者に対し反社会的勢力の排除に向けた取り組みを行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

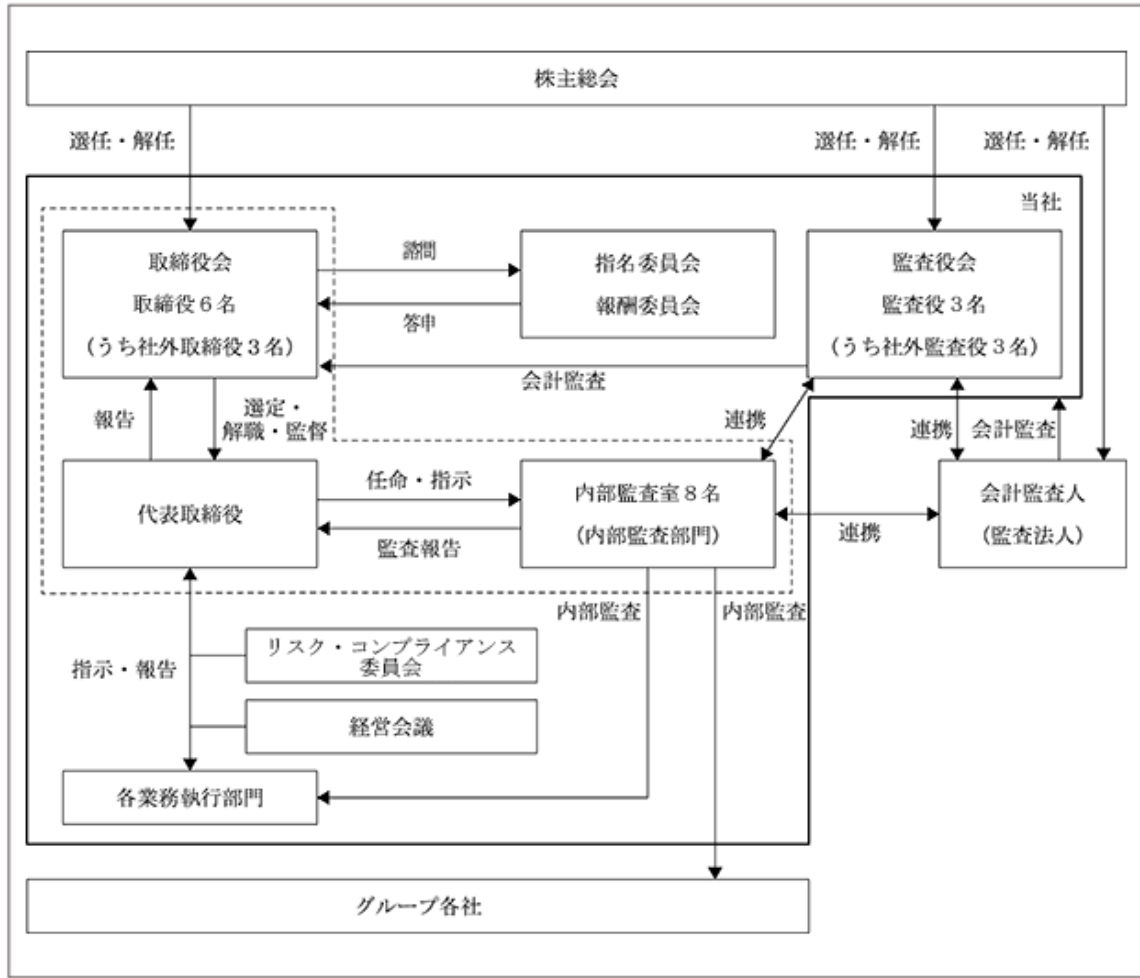
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

